

令和8年産 畑地化支援・定着促進支援

○水田を畠地化※して高収益作物・畠作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

※畠地化した水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

[注意事項等]

- ✓借地を畠地化するときは、土地所有者の了解を得てください。
- ✓おおむね団地化されていることが要件です。
- ✓申請後に、地域における話し合いに参加いただく場合があります。
- ✓畦畔や水路等を有することが分かる写真を撮影いただく予定です。
- ✓5年間畠作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の作付・出荷が必要

対象作物	1 畠地化支援※3	2 定着促進支援
畠作物 (麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等)	7万円/10a (令和8年産単価)	2.0(3.0※1)万円/10a×5年間 または 10.0(15.0※2)万円/10a(一括)※3

※1: 令和8年度における取組が対象。

※2: 加工・業務用野菜等の場合。

※3: 分割交付を基本としつつ、予算に残余がある場合に一括交付が可能です。

令和8年産 土地改良区決済金等支援

畠地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

◎対象者：令和8年度に畠地化に取り組む農業者

✓支援額：定額(上限25万円/10a)

※畠地化を希望する農地全てが改良区受益地からの「地区除外」の扱いとはなりません。

農道・排水等の事業利用がある場合は、引き続き土地改良区の受益地として畠地の賦課基準により賦課されることになります。